

## 7 教育のインクルージョンの推進

### 【現状と課題】

#### 特別支援教育を受ける児童・生徒数

- ・特別支援教育を受ける児童・生徒数は増加傾向

#### 都立高校における通級による指導の実施校数

- ・令和3年度の制度開始以降、実施校数は増加傾向

#### 医療的ケア児童・生徒数

- ・医療的ケアが必要な児童・生徒は増加傾向

### 【強化のポイント】

- 多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実

### 【指標】

- ✓ 学校生活支援シート及び個別指導計画が作成されている児童・生徒の割合の増加
- ✓ 全都立高校等における通級による指導実績のある学校数の増加

### 施策展開の方向性<sup>⑰</sup>

#### 障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実

##### 1 特別支援教育推進計画に基づく教育環境の整備（都立学校教育部・指導部）

###### (1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

将来推計により今後も在籍者数の増加が見込まれる都立知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめ多様な方法により教育環境の充実を図る。

###### (2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

乗車時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

###### (3) 特別支援学校スクールバス安全運行支援員

都立知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒が、学校の管理下であるスクールバスにおいて、安全かつ公共交通機関に準ずるルールに基づき乗車できるよう「都立特別支援学校スクールバス安全運行支援員」を配置する。配置した「都立特別支援学校スクールバス安全運行支援員」は、スクールバスに乗車する児童・生徒の障害の特性、車内における配慮事項等を把握し、スクールバス運送請負契約において配置される添乗員の支援を行う。

###### (4) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。

(イ) 進路指導担当教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更

なる開拓数の増加を促進する。

- イ 特別支援学校生徒の就労を支援する体制
  - 実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置する。
- ウ 障害者雇用に対する理解促進
  - (ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用や実習受入れ等の協力を依頼する。
  - (イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的とした動画を作成し、活用する。
- エ 職業教育の充実
  - (ア) 就業技術科及び職能開発科を対象に特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。
  - (イ) 産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。
  - (ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。
- (5) 医療的ケアの充実
  - ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理
    - 肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、人工呼吸器の管理を実施する。
  - イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供
    - 胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、肢体不自由特別支援学校全校で初期食の注入による給食の提供を実施する。
  - ウ 医療的ケア児専用通学車両の運行
    - 医療的ケア児の学習機会の確保と通学保障のため、肢体不自由特別支援学校及び知的障害特別支援学校で看護師が同乗する専用通学車両を運行しているが、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いているため、看護師の勤務形態の多様化や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引上げ等により、看護師の専用通学車両への乗車を一層促していく。
  - エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援
    - 小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮により支援する。
- (6) 医療的ケア児に係る保護者付添期間の短縮化等
  - 医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必

## 7 教育のインクルージョンの推進

要な場合には、付添期間が長期化するケースが生じていることから、特別支援学校全校で付添期間の短縮化に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始するとともに、入学後にも医師等を活用し更なる短縮化に取り組んでいく。加えて、付添期間も Wi-Fi ルーターの貸与やテレワークブースの設置など保護者の就労継続への支援を行う。

### (7) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）

#### ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

#### イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、インクルーシブ教育支援員配置補助事業として、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育等支援員の配置を充実させる場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

#### ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図る。

#### エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 各都立高等学校等において、学校が一体となって発達障害等困難を抱える生徒を支援する体制を構築した上で、在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させ、通級による指導について円滑な運営を図るため、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの活用により学校への支援を促進する。

### (8) インクルーシブ教育支援員の配置支援（特別支援学校就学相当児童生徒支援事業）（再掲）

特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した際、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」を区市町村が配置した場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備する。

### (9) デジタルを活用した特別支援教育の充実

#### ア 学習者用デジタル教材の開発

知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう開発した、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の修正・補強を行うとともに増補版学習教材を研究・開発する。

#### イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

芸術に関わる専門家との連携による授業実践を通して、写真・映像等のデジタル表現に

関する芸術教育を推進する。

ウ 新技術の活用等による視覚障害・聴覚障害教育の向上

視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校において、遠隔手話通訳サービスなどの ICT 技術等を活用し、視覚障害・聴覚障害教育の充実を図る。

(10) 聴覚障害特別支援学校における情報保障のデジタル化

都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システム及び音声情報を文字化するアプリケーションを導入し、児童・生徒等一人一人の障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図る。

(11) 聴覚障害特別支援学校における手話に係る教育の充実

「東京都手話言語条例」の施行を踏まえ、聴覚障害特別支援学校へ外部専門家（手話通訳者）を招へいし、手話を必要とする児童・生徒、教員及び保護者等に対し、手話に関する学習の機会を提供する。

(12) インクルーシブな教育の検討（再掲）

共生社会の実現には、障害のある子供とない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要であることから、インクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を開催する。本協議会は、学識経験者や区市町村教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の校長等を委員として、区市町村教育委員会と連携した事業及び特別支援学校と高等学校等との協働的な取組に関する事業について議論し、検討を進める。

(13) 視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用

教員の専門的指導力の更なる向上に向け、歩行訓練士の資格を持つ外部の人材を外部専門員として招へいし、各都立視覚障害特別支援学校に配置する。外部専門員が教員に対し、よりきめ細かな指導を実施することで、視覚障害のある児童・生徒等の安全確保や社会的自立に繋げる。

(14) 聴覚障害児の放課後の居場所づくり事業

都立聴覚特別支援学校に通う幼児及び低学年の児童が、放課後や長期休業期間に学校内で安心して過ごせる居場所を確保し、今後の各学校への展開に向け、運営方法等の検証を行う。

(15) 登下校時の安全・安心事業

都立特別支援学校において登下校時に、児童・生徒が行方不明になった際に、学校と保護者が連携して早期保護に当たるとともに、事故発生の予防を図るため、位置検索機器等を有効活用した学校と保護者との連携体制の構築を検討する。

## 2 デジタルを活用した特別支援教育の推進（指導部）

(1) 学習者用デジタル教材の開発（再掲）

知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう開発した、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の修正・補強を行うとともに増補版学習教材を研究・開発する。

(2) 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進（再掲）

芸術に関わる専門家との連携による授業実践を通して、写真・映像等のデジタル表現に関する芸術教育を推進する。

(3) 新技術の活用等による視覚障害・聴覚障害教育の向上（再掲）

## 7 教育のインクルージョンの推進

視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校において、遠隔手話通訳サービスなどのICT技術等を活用し、視覚障害・聴覚障害教育の充実を図る。

### 3 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

#### (1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開（再掲）

知的障害が軽度の生徒を対象に専門的職業教育を行う就業技術科、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に基礎的職業教育を行う職能開発科及び職業準備教育を行う普通科の3科による重層的な職業教育を展開するため、既に設置の完了した就業技術科5校及び職能開発科7校に加え、今後、1校に職能開発科の設置を進める。

#### (2) 就業技術科と職能開発科に係る周知・啓発施策の充実

生徒一人一人の適切な進路選択の支援を目的として、就業技術科及び職能開発科の教育内容について、生徒や保護者等を対象とした合同相談会の開催等を通じて適切に周知していく。

#### (3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（再掲）

##### ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託する。

(イ) 進路指導担当教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進する。

##### イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置する。

##### ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用や実習受入れ等の協力を依頼する。

(イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解促進及び雇用促進を図ることを目的に動画を活用する。

##### エ 職業教育の充実

(ア) 就業技術科及び職能開発科を対象に特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設ける。

(イ) 産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図る。

(ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図る。

## 施策展開の方向性⑱

### 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備

#### 1 インクルーシブな教育の推進（都立学校教育部・指導部・地域教育支援部）

##### (1) インクルーシブな教育の検討（再掲）

共生社会の実現には、障害のある子供とない子供が共に学び、体験し、相互理解を深める

- ことが重要であることから、インクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を開催する。本協議会は、学識経験者や区市町村教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の校長等を委員として、区市町村教育委員会と連携した事業及び特別支援学校と高等学校等との協働的な取組に関する事業について議論し、検討を進める。
- (2) インクルーシブ教育支援員の配置支援(特別支援学校就学相当児童生徒支援事業)(再掲)  
特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した際、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」を区市町村が配置した場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備する。
- (3) パラスポーツ指導者講習会の実施(再掲)  
障害者スポーツの理解促進と普及啓発を図るため、パラスポーツ指導者講習会を開催する。
- (4) 視覚障害特別支援学校・聴覚障害特別支援学校におけるオリンピック・デフリンピック教育の充実(再掲)  
聴覚障害特別支援学校に外部人材を招へいすること等により、2025年デフリンピック大会東京開催に向けた教育を充実させる。
- (5) デフリンピックを契機とした聴覚障害理解教育の普及(再掲)  
聴覚障害やデフスポーツに関する映像教材を制作し、都内全公立学校に動画にて配信することを通じて、オリンピック・パラリンピック教育と関連付けながら、2025年に東京で開催されるデフリンピックへの児童・生徒の興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や態度を育む。
- (6) 「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」の実施(再掲)  
希望する学校にオリンピック・パラリンピアン等のアスリートを派遣し、考え方や生き方に触れることにより、多様なスポーツや共生社会に対する児童・生徒の理解を深める。
- (7) 地域文化部活動推進事業(再掲)  
文化庁の「部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。
- (8) 「インクルーシブな学び」プログラム事業(再掲)  
都立高校生が、社会にある様々なバリアを体験的に理解し、多様性を認め合える共生社会づくりの必要性を理解することを目的に、実際に障害のある人等と関わり、当事者の生活や思いについて触れることができる機会を提供する。さらに、都立特別支援学校に通う生徒が、卒業後も生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会が得られるよう、生徒が学校に通っている段階から、インクルーシブなアート、スポーツ系プログラムなどを障害のある人やボランティア等と体験するなど、社会における多様な学習活動に触れる機会を提供する。
- (9) 特別支援学校等卒業後の学びの充実  
都立特別支援学校卒業後の進路に対するニーズは様々であることが考えられるため、生徒一人一人の適性や意向に応じた進路選択が更に充実するよう、都立特別支援学校の生徒の卒業後の進路に関する調査を実施する。  
さらに、調査結果を受け、「インクルーシブな学び東京コンソーシアム」参加団体のノウ

## 7 教育のインクルージョンの推進

ハウ等を生かし、特別支援学校等を卒業した障害のある人と大学生等が交流し、共に学ぶことができる新たな学びの場をつくる。そのことにより、相互理解を深めることで、お互いに支え合いながら社会生活を営んでいくことの意義を理解する取組を実施する。

## 2 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（再掲）（指導部・都立学校教育部）

### (1) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上（再掲）

都立特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

また、地域の小学校、中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、授業研究連携校と都立特別支援学校の教員が、それぞれの学校で行われる授業研究に相互に参加できるようにしたり、夏季休業期間中などに互いの学校の研修会に参加し合ったりするなどの取組を推進する。

### (2) インクルーシブ教育支援員の配置支援（特別支援学校就学相当児童生徒支援事業）（再掲）

都立特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した際、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」を区市町村が配置した場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備する。

### (3) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（再掲）

#### ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

#### イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実させる場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

#### ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図る。

#### エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(イ) 各都立高等学校等において、在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させ、通級による指導について円滑な運営を図るため、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの活用により学校への支援を促進する。

(ウ) 就労を目指す発達障害等のある生徒に、生徒の特性や適性に応じた具体的な就労ス

キルを身に付けさせるため、民間企業と連携した取組を実施する。

(4) インクルーシブな教育の検討（再掲）

共生社会の実現には、障害のある子供とない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要であることから、インクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を開催する。本協議会は、学識経験者や区市町村教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の校長等を委員として、区市町村教育委員会と連携した事業及び特別支援学校と高等学校等との協働的な取組に関する事業について議論し、検討を進める。

(5) 特別支援学校と高等学校等の協働的な取組

多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現には、障害のある子供と障害のない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要である。このため、令和7年度から、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶ環境の整備に向け、従前どおり特別支援学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を基準とする教育課程を編成しながら、生徒等の個々の発達段階に応じた都立特別支援学校と都立高等学校との協働的な取組を隣接・近接する高等学校と特別支援学校等の6組12校で実施している。

### 3 医療的ケア児等への支援の充実（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

肢体不自由特別支援学校に人工呼吸器の管理が必要な児童・生徒が一定数在籍していることを踏まえ、肢体不自由特別支援学校全校で実施する際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、人工呼吸器の管理を実施する。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

胃ろうからの注入は医療的ケアに該当し、安全を確保する観点から、特別支援学校では、市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、肢体不自由特別支援学校全校で初期食の注入による給食の提供を実施する。

ウ 医療的ケア児専用通学車両の運行

医療的ケア児の学習機会の確保と通学保障のため、肢体不自由特別支援学校及び知的障害特別支援学校で看護師が同乗する専用通学車両を運行しているが、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いているため、看護師の勤務形態の多様化や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引上げ等により、看護師の専用通学車両への乗車を一層促していく。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにするとともに、小・中学校及び区市町村教育委員会の要請に応じて、特別支援学校におけるセンター的機能の発揮により支援する。

(2) 医療的ケア児に係る保護者付添期間の短縮化等（再掲）

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引き継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが

## 7 教育のインクルージョンの推進

必要な場合には、付添期間が長期化するケースが生じていることから、特別支援学校全校で付添期間の短縮化に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始するとともに、入学後にも医師等を活用し更なる短縮化に取り組んでいく。加えて、付添期間も Wi-Fi ルーターの貸与やテレワークブースの設置など保護者の就労継続への支援を行う。

### (3) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成 29 年度から、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰させるという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週 3 日・1 回 2 時間から週 5 日・1 回 2 時間に充実させた。

令和 7 年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

### (4) 病院内教育における分身ロボットの活用

病院内分教室を設置する特別支援学校 5 校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。